

整理番号	/
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年4月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(4月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書
四番館
1304 号室
202004170006940004130400484

2020年4月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2020年4月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
(管理事務所)
株式会社 長谷工コーポレーション
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工コーポレーション
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-306号区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
第2条（契約車輛）	乙が駐車する車輛は次のとおりとする。		
一 所有者	[Redacted]		
二 車名（愛称）	[Redacted]		
三 年式	[Redacted]		
四 自動車登録番号	[Redacted]		
五 総排気量	0.65L	mm	mm
六 外寸全長	339	mm	全幅 162
七 車輛重量	1,080	kg	

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）

乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間更新等に関する特約] 本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集合決議事項に従うものとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額 10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗傷、賠償等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の引渡し義務）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に引渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

[Redacted]

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月5日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

氏名 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 登録車輛

- 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
- 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク類として使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
- 四 駐車禁止、駐車防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ぶかし、蓄留の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終日とする
- 二 駐車場は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処置

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

1 機械操作

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載容量を超えないものとする
- 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
- 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 六 装置の作動中は、危険なもので装置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと
- 三 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、ハレットを常時下げておくこと
 - 三 集中雷雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること

4 機械式駐車場操作キー

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用がなくなつたときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年4月30日	支出額	50,220円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(5月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年4月30日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(5月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	02-04-30	08:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(優待)
円	千	円	円
お振込明細またはご案内			電信
お受取人	登録番号 0001		
ご依頼人	コウメイトウケンキ"タ"ソ"ウ"ノ"マリユキ様		
	電話番号 048-265-5780	印紙税申告納付に付補和税務署承認済	
	取扱番号 400002		

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領
※ 領

のこと。

※ 領収書等には、①年
うな記載)、④発行者。
※ 按分した場合は、積

ご支出されたか分かるよ
余白に補記すること。

店舗・テナント

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル			(2階 2F 号室)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2			
構造	RC造	造	地下 0 階 地上 3 階建	
面積	2階	79.14㎡	(一坪)	
	1階	二坪	(一坪)	
	1階	二坪	(一坪)	
合計		79.14	㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	円	敷金	100,000円
月額賃料	円	円	礼金	100,000円
賃料	円	円		円
賃料	円	円		円
賃料	円	円		円
賃料	円	円		円
賃料	円	円		円
合計額	100,000円	円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(警・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	貸主と同じ	

(7) 特約事項

原契約条項遵守の事。

1、退去時、車の運搬はドライバーの負担とする。退去時、車の運搬はドライバーの負担にて取壊しすること。

1、(1) ~ (6) にて変更した事項の付は更新前の契約条件と同一とする。

1、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の目的を執照管理の上合意し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本条2通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎お部屋探しにおいて、ご提出頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為に、ご利用させて頂いております。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があります。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	氏名	
(乙) 賃借人 (自署押印)	住所	氏名	
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	住所	氏名	
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	住所	氏名	

媒介業者 国土交通大臣(4)第6346号 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目4番1号

山田 茂樹 代表取締役

株式会社三三三

埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-1932

店長 三浦 一将

宅地建物取引士 登録番号 氏名

整理番号 3-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年4月30日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(5月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年4月30日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(5月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	02-04-30	08:53
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0002

コメントウケシキターソウオノマサユキ様

ご依頼人 電話番号 048-265-5780

取扱番号 400003

印紙税申告納付
 付手続補和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足り
 (別紙には整理番号(枝番))

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(国土厚防ANU.54)

3-2

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名義 () 内第 号
賃料 毎月金 七 萬 圓 也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借借の期間は 令和二年一月一日より 令和二年十一月末日迄向う拾拾ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金 ———— 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込み、定位の境界を侵襲したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所
氏名



借主(乙) 住所
氏名

川口市南前川二、六、十五
塩野正行



仲介人 住所
氏名

印

取引主任者 住所
氏名
登録番号

印

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年5月1日	支出額	6,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分、6月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年5月1日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(5月分、6月分)
- ⑤石渡 豊

領 収 証

埼玉県議会
 公明党議員団様

年 月 日

★ 6,500円

但 馬車料金として
 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額


消費税額(給)

※ 領
うな
※ 按


いるよ
:)。

1-2

駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	---

支出年月日	令和2年5月1日	支出額	5, 250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分) (按分計算式 10, 500円×1/2=5, 250円)		

領収書等貼付欄


領 収 書 四番館 1304 号室 202005180006940004130400247
 2020年5月1日
 蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2020年5月分
 上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合

 株式会社 長谷工コ
 東京都港区芝 2 丁目 6 番 1 号
 長谷工 三 七 九
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とゾー1304号室 区分所有者 菅生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
第2条（契約車輛）	乙が駐車する車輛は次のとおりとする。		
一 所有者	菅生 徳明		
二 車名（愛称）	[Redacted]		
三 年式	16年		
四 自動車登録番号	[Redacted]		
五 総排気量	0.66	l	mm
六 外寸全長	339	mm	全幅 162
七 車輛重量	1080	kg	

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとす。

第6条（使用料）
使用料は、月額1,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（紛争の解決）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

菅生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 登録車輛
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を優先すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 積荷係金、緊急防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とすること
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とすること
 - 四 花車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（禁煙式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置閉鎖が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 三 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理組合に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中乗入、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作キー
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用せずなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 3-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年5月7日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分) (按分計算式 5,000円 × 1/2 = 2,500円)		
領収書等貼付欄			

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 遠信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- 文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 2020年5月7日 振込日 2020年5月7日

お振込方法 電信 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 廣済 信連 銀行 信金 信組 協同

▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先 店(所)

お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一

金額 5,000円

手数料(税込) 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナ おなまえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

フリガナ おなまえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

お電話 049-236-2366

おところ 〒350-0015 川越市今泉88-14

深谷 顕史 様へ

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納付につき川越 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月10日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満2年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 | 1-1 |

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年5月26日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(6月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年5月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(6月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

※ 領収書は重
※ 領収書を貼
(別紙には)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
36603	02-05-26	16:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証
		電信

お受取人
登録番号 0001
コクメイトウケソキ"タ"ソ シオノ・マサユキ様

ご依頼人
電話番号 048-265-5780
取扱番号 500007

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②(うな記載)、④発行者、⑤宛名が
※ 按分した場合は、積算方法を

されたか分かるよ
補記すること)。

12

店舗・テナント

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	造	地下 0 階 地上 3 階建
面積	2階	79.14㎡	(一坪)
	1階	一 ㎡	(一坪)
	0階	一 ㎡	(一坪)
合計	79.14	㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	円	100,000円
礼金	100,000円	円	100,000円
敷金	100,000円	円	100,000円
その他		円	
合計額	100,000円	円	100,000円

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間

2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

事務所

(5) 使用目的

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原簿特約事項遵守の事。
 1、建売時のホームページに賃貸借の条件を掲載し、賃貸借の申込みを受理すること。
 1、(1)～(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。
 1、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新家賃の1ヶ月分を担保金として支払うこと。以下余白

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 貸借人 (記名押印)	住所	氏名	TEL
(乙) 賃借人 (自署押印)	現住所	氏名	TEL
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	TEL
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	TEL

媒介業者

免許番号 国土交通大臣(4)第6346号
 本社 埼玉県川口市本町4丁目4番4号
 代表取締役 山田 衣樹
 埼玉県蕨市蕨1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号
 氏名

整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年5月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(6月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

①令和2年5月26日
 ②13,000円 振り込み手数料440円
 ③駐車場代(6月分)、振り込み手数料
 ⑤塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付しない
 ※ 領収書を貼るスペースが足
 (別紙には整理番号(枝番

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	0017
取扱店	お取引日	時刻	36603 02-05-26 16:52
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込 ¥13,000 ¥440
お取引後の残高(円)		おつり	*****
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印 認 証

お振込明細またはご案内
 登録番号 0002
 コウメイトウケツキ タツ ソノ マサユキ様
 電話番号 048-265-5780
 取扱番号 500008

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(馬駐車場No.34)

2-2 塩野 正行

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車老台 () 内第 号

賃料 言ヶ月 金 五 萬 圓 也

金 金 ———— 円 也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借の期間は令和二年一月一日より令和二年十一月末日迄、言ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
 - 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一言ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も致せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
 - 第三条 乙は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
 - 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
 - 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
 - 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の荷込をした、り、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
 - 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
 - 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
 - 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
 - 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、言ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各普通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所



氏名

借主(乙) 住所 川口市南前川二、六、十五

川口市南前川二、六、十五



氏名 塩野正行

塩野正行

仲介人 住所

氏名

印

氏名

取引主任者

氏名

印

登録番号

整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年6月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(6月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)
----	---

領収書等貼付欄

領 収 書

四番館
1304 号室

202006180006940004130400239

2020年6月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2020年6月分

上記の金額、正に領収いたしました

V-CITY草加管理組合

(管理印)
株式会社 長谷工
東京都港区芝区
長谷1丁目
組合会計1部 03-3457-1514

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-1304号室 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [redacted]

第2条（契約車輛）
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

一 所有者	[redacted]
二 車名（愛称）	サン
三 年式	16年
四 自動車登録番号	[redacted]
五 総排気量	0.67L
六 外寸全長	339 mm
七 車幅	147 mm
八 全高	162 mm
九 重量	1.020 Kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとし、この期間満了後、乙は、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第6条（契約料）
契約料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、転貸等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の引渡し義務）
甲に明け渡さなければならぬ。甲に明け渡さなければならぬ。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

ヤ-1304号室 氏名 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 禁煙車輛
一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
- 四 換気扇全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、蓄音の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終日とする
- 二 駐車は本マンションの規約等のために従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場使用に関する追加遵守事項）

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする
 - 三 設置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび設置間隔が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等のために従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作キー
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用せず、使用しなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 4-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)
【調査研究・政策立案活動費】
1:調査研究費 2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】
3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 令和2年6月2日 支出額 2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途 政務活動費専用車両の駐車場使用料(6月分)
(按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)
領収書等貼付欄

振込金受取書(兼手数料受取書) 現金用

振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 02年06月02日 振込指定日
お振込方法 電伝文書

お振込先 金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。
店名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。
お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)
金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 千 百 十 一
5,000円
手数料(税込) 〇 〇 〇 〇 円
手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナおなまえ フカヤケンシ
(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。
お電話 049 236 2566
必ずご記入ください。
フリガナおなまえ 深谷 顕史 様から
お住所 〒350-0015 川越市今泉88-14



いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店 (印)
印紙税申告納付につき川越税務署承認済
お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。
現金類
未決済小切手 枚
貯金振替

4-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月10日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満2年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 3-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年6月26日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(7月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年6月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(7月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****	
0017			*****	
取扱店	お取引日	時刻		
36601	02-06-26	15:22		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥100,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		IC認証		
(1万円) (5千円) (1千円)		円 円 円		

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

と。

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0001

コメントウケンキ"タ"ソノ マサユキ様

おご依頼人

電話番号 048-265-5780

取扱番号 500001

※ 領収書等には、①年月日、
うな記載)、④発行者、⑤宛
※ 按分した場合は、積算方法

印紙税申告納付につき浦和
支店承認済

出されたか分かるよ
に補記すること。

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

店舗・テナント 賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
貸借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	RCビル	(2階 2F号室)	(駐車場No. ー)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	造	地下 0階 地上 3階建
面積	2階	79.14㎡	(一坪)
	1階	ー	(一坪)
面積	1階	ー	(一坪)
合計	合計	79.14	㎡ (一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円
礼金	円	100,000円
保証金	円	円
その他	円	円
合計額	100,000円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。

1. 退去時のクリーニング・メンテナンスは借主の負担とする。退去時、契約満了後はテナントの負担にて原状回復すること。
1. (1) (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。
1. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を借主が負担すること。以下余白

◎甲、乙及び丙は、本契約の生利目本執事理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎お前呈報したお名前、ご住所、ご電話番号、ご勤務先、ご職業等の個人情報は、お借入れの連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させていただきます。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 貸借人 (記名押印)	住所	氏名	TEL
(乙) 貸借人 (自署押印)	現住所	氏名	TEL
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	TEL
	フリガナ	氏名	TEL
	フリガナ	氏名	TEL
	フリガナ	氏名	TEL
	フリガナ	氏名	TEL
	フリガナ	氏名	TEL
	フリガナ	氏名	TEL

媒介業者 国土交通大臣(4)第6946号
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目
 本社 埼玉県川口市本町4丁目

担当店 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1932
 店長 三浦 一将
 登録番号
 氏名

代表取締役 山田 長樹

株式会社ニニ

整理番号	4-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年6月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代(7月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)
-----	---

領収書等貼付欄

- ①令和2年6月26日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(7月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙には整理番号(枝番)を)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
36601	02-06-26	15:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (他) (認証)			
円		円	

お振込明細またはご案内	電信
お受取人	[REDACTED]
登録番号	0002
ご依頼人	コウメイトウケンキ"タ"ン シオノ マサユキ様
電話番号	048-265-5780
取扱番号	600001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(馬車場NO.34)

植野 正行 4-2

駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 老台 () 内第 号
賃料 毎月金 五万円 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は 令和二年一月一日より 令和二年十一月末日迄 拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金 ———— 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各意通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所
氏名



借主(乙) 住所
氏名

川口市南前川二、六、十五
植野 正行



仲介人 住所
氏名
氏名
取引主任者
登録番号

印

印

整理番号 | 1-1 |

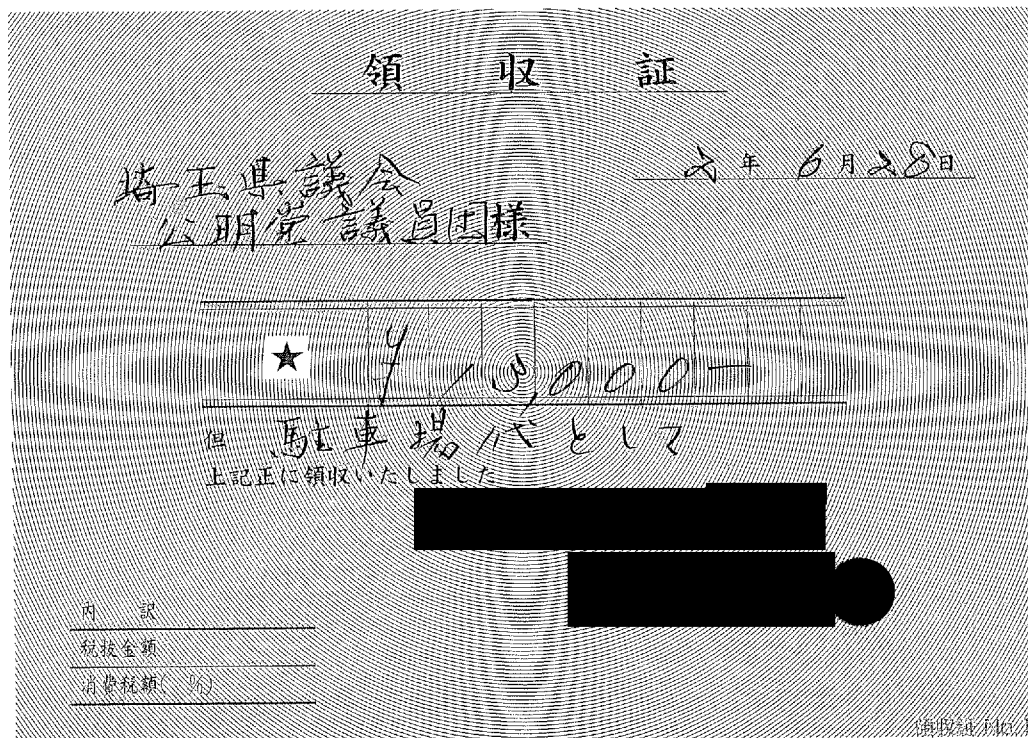
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年6月28日	支出額	6,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分、8月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年6月28日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(7月分、8月分)
- ⑤石渡 豊




※ 領収書は、必ず領収書に記された内容と一致するよう記入すること。
 ※ 按分の場合は、複算方法を水口に記入すること。

るよ
)


石渡 豊

1-2

駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書(3) 賃料 (駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円 (消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号	/
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年7月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

領 収 書 四番館 1304 号室 202007170006940004130400233

2020年7月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2020年7月分

上記の金額、正に領収いたしました。

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工コ
東京都港区芝2丁目6番
長谷工コ
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-304号室区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
第2条（契約車輛）	乙が駐車する車輛は次のとおりとする。		
一 所有者	蒲生 徳明		
二 車名（愛称）	[Redacted]		
三 年式	16年		
四 自動車登録番号	06511		
五 総排気量	mm	全長	mm
六 外寸	339	mm	全高 162
七 車輛重量	1080	kg	

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、転売等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転売、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を撤出し、駐車場に引取り渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および規則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合） ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙（区分所有者） ヤ-304号室 氏名 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車車種
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 車体故障、警告防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜、早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 充電車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車輛には必ず乗降し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐輪場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（撤去式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、警音その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作手
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作手キーを自己責任で管理し使用手なくなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作手キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 7-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年7月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			

振込金受取書(兼手数料受取書)

- ・振込元金融機関へは、お受取人名のほか貯金項目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 02年07月02日 振込指定日: 年 月 日

お振込方法 電信 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。 店(所)

お振込先

貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 万 千 百 十 一

金額 不要 0,000,000 ¥5,000 円

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナ おなまえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

様へ

フリガナ おなまえ フカヤケンシ お電話 049-236-2566

(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

深谷 顕史 様から 350-0015 川越市今泉88-14

いつもJANクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店



印紙税申告納付につき川越税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月10日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満2年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 | 1-1 |

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年7月27日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(8月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年7月27日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(8月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
36605	02-07-27	12:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬 C 認証
		電 信

※ 領収書は
※ 領収書を
(別紙に)

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0001

ご依頼人 コウメイトウケンキ タツ シオノ マサキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 300058

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、(うな記載)、④発行者、⑤宛名が
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支出されたか分かるよ
白に補記すること)。

店舗マナント

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
借借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル	(2 階 2F 号室)
所在地	埼玉県川口市南前川 2 丁目 22-2	(駐車場 No. 一)
構造	RC 造	造 地下 0 階 地上 3 階建
面積	2 階 79.14 ㎡ (一坪) 1 階 二 ㎡ (一坪) 1 階 二 ㎡ (一坪)	
合計	79.14 ㎡ (一坪)	

(2) 賃料等その他

家賃	100,000 円	100,000 円	
礼金	円	100,000 円	
仲介手数料	円	円	
その他	円	円	
合計額	100,000 円	100,000 円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年 05月 10日 より 2021年 05月 09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	貸主と同じ	

(7) 特約事項

原契約特約事項遵守の事。
 1、退去時のクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント負担にて原状回復すること。
 1、(1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。
 1、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の条項を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書の通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
 ◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為にご利用させていただきます。
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	氏名	
(乙) 賃借人 (自署押印)	現住所	氏名	
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	

媒介業者 国土交通大臣(4)第6346号
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目44番1号
 株式会社ニニ 山田茂樹
 代表取締役

担当店 蔵店
 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1332 FAX: 048-430-
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号
 氏名

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年7月27日	支出額	6,720円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(8月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年7月27日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(8月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	[REDACTED]	
0017	[REDACTED]	[REDACTED]	***	
取扱店	お取引日	時刻	[REDACTED]	
36605	02-07-27	12:25	[REDACTED]	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	[REDACTED]	
振込	¥13,000	¥440	[REDACTED]	
お取引後の残高(円)		おつり	[REDACTED]	
*****		[REDACTED]		
お取引現金内訳		印紙税認証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)	[REDACTED]	
円	千円	円	円	

お振込明細またはご案内

お受取人 [REDACTED] 様

登録番号 0002

ご依頼人 コクメイトウケンキ"タ"ソ シオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 300059

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、() などの何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車老台 () 内第 号
賃料 壹ヶ月 金七萬参円也
金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年一月一日より令和二年十一月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
 - 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
 - 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
 - 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
 - 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
 - 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なせらるること。
 - 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲はこれに対し責任を負わないものとする。
 - 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
 - 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
 - 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所 氏名



借主(乙) 住所 氏名

川口市南前川二、六、十五
植野 正行



仲介人 住所 氏名

印

取引主任者 住所 氏名 登録番号

印

整理番号 9-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年8月3日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(8月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			

振込金受取書 (兼手数料受取書) 現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日: 02年08月03日 振込指定日: 年 月 日

お振込方法: 現金 電信文書

お振込先 ▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 協済	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。
普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 千 百 十 一
貯金種目	口座番号	金額 不要 5,000円
フリガナ	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	手数料(税込) 円
おなまえ	様へ	手数料徴収区分 <input type="checkbox"/> 1.即納 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要

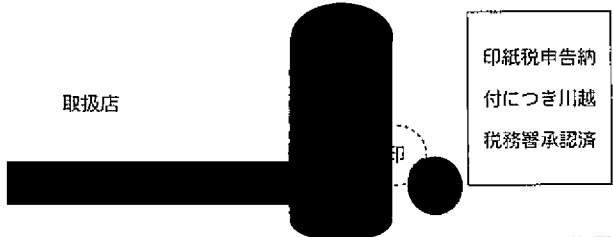
フリガナ おなまえ フカヤケンシ お電話 049-236-2566

(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。 必ずご記入ください。

深谷 顕史 様から 川越市今泉 88-14

おことろ 350-0015

いつもJAIバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。





印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	5
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年8月3日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(8月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

領 収 書

四番館

1304 号室

202008190006940004130400235

2020年8月3日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し駐車場使用料

2020年8月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工コ
東京都港区芝2丁目6番
長谷工コ
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-306号室区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
乙が駐車する車種は次のとおりとする。	[Redacted]		
一 所有者	蒲生 徳明		
二 車名（愛称）	[Redacted]		
三 年式	16年		
四 自動車登録番号	[Redacted]		
五 総排気量	0.67L	mm	
六 外寸全長	339	mm	全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車輻重量	1.080	Kg	

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輻の変更）
乙は、第2条記載の車輻以外の車輻を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、転貸等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輻の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輻または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じた場合、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同業者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輻に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の引渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輻を搬出し、駐車場に甲に引渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同業者もしくはその関係者が、駐車場使用規則および規則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

戸名 306号室 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 登録車輻
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輻以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輻の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時置き置きであっても、契約車輻以外の車輻を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輻の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 駐車禁止、駐車防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輻の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かにすること
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は禁日とすること
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
 - 三 場内は禁煙とすること
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車輻には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 カンリソ等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輻等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場の使用に関する追加遵守事項）

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輻の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人が入らないことおよび設置車両が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ庫止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 三 使用上の注意
 - 一 車輻が接触し、衝撃を受けたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、ハレットを常時下げておくこと
 - 三 集中雨、雪その他、天災地変等不可抗力による駐車場の浸水等に起因する車輻等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輻保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場の操作
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車機操作キーを自己責任で管理し、使用者でなくなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車機操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 3-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年8月26日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(9月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年8月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(9月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	██████ * * *
取扱店	お取引日	時刻
36603	02-08-26	12:31
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内取 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円 円 円		円

※ 領収書は
※ 領収書を
(別紙に)

と。

お受取人	██████████ 様
登録番号 0001	
コウメイトウケツキ"タ"ン ウオノ マサユキ様	
電話番号 048-265-5780	
取扱番号 300042	

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

- ※ 領収書等には、①年月日、②うな記載)、④発行者、⑤宛名;
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

と出されたか分かるよ
白に補記すること)。

店舗テナント

賃貸借契約書

KNo. [redacted]
担当者 [redacted]

貸借人	[redacted]
賃借人	埼玉県議会公明党議員団
	以下甲という
	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MRビル	(2 階 2F 号室)
		(駐車場No. 一)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	
構造	RC造	造
面積	2階	79.14㎡ (一坪)
	1階	二 ㎡ (一坪)
	1階	二 ㎡ (一坪)
合計	79.14	一坪

※契約年度の開始は賃貸借契約書に記述し、消印等が施された場合、表特の他は当該年度の開始を標準とする。

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円	無
礼金	100,000円	100,000円	
月額賃借料	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合計額	100,000円	100,000円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名 [redacted] 支店名 [redacted] 口座番号 [redacted]	名義人	[redacted] (普・当)

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

事務所

(5) 使用目的

(6) 管理会社

管理者	住所 貸主と同じ
	氏名 [redacted]
	TEL [redacted]

(7) 特約事項

原簿特約事項遵守の事。
1. 退去時のクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント個人の負担にて原状回復すること。
2. (1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。
3. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃金の1ヶ月分を特約事項にて支払うこと。以下余白

契約年月日 2018年 5月 10日

①甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に基き本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙が各自通を保有する。
②お届届採しにおい、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的に行う為、ご利用させて頂いたまま、ご利用させていただきます。
③賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご承知下さい。

住所	[redacted]
氏名	[redacted]
現住所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
フリガナ	塩野 正行
氏名	埼玉県議会公明党議員団
現住所	〒333-0849 川口市南前川2-21-10
フリガナ	塩野 正行
氏名	塩野 正行
勤務先名称/住所	TEL 048-265-5780 [redacted] 事務所 昭和38年1月31日生
現住所	[redacted]
フリガナ	[redacted]
氏名	[redacted]
勤務先名称/住所	[redacted]

担当店 蔵店
埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F
TEL: 048-432-1992 FAX: 048-430-
店長 三浦 一将
宅地建物取引士
登録番号 [redacted]
氏名 [redacted]

媒介業者 国土交通大臣(4)第6346号
本社 埼玉県川口市本町4丁目 [redacted]
代表取締役 山田 衣樹

整理番号 4-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年8月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(9月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

①令和2年8月26日

②13,000円 振り込み手数料440円

③駐車場代(9月分)、振り込み手数料

⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
36603	02-08-26	12:31
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		(貸) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収
 ※ 領収
 (別

すること。

お振込明細またはご票内		電信
お受取人	様	
登録番号	0002	
ご依頼人	コウメイトウケンキ"タ"ソ シオノ マサユキ様	
電話番号	048-265-5780	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号	300043	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③内容(領収書に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(印刷記載が不明な場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No. [])

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車老台名称 () 内第 号
賃料 毎月金 [] 円也

金 金 [] 円也 (無利息の約定)

右に就き賃主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借権の期間は 令和二年一月一日より令和二年十一月末日 迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、滞料金 [] 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は高埠五分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に催告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各意理を所掲する

令和元年十二月二十日

賃主(甲) 住所 []
氏名 []

借主(乙) 住所 川口市南前川二、六、十五
氏名 塩野正行

仲介人 住所 []
氏名 []

取引主任者 住所 []
氏名 []
登録番号 []



印

印

整理番号	5-1
------	-----

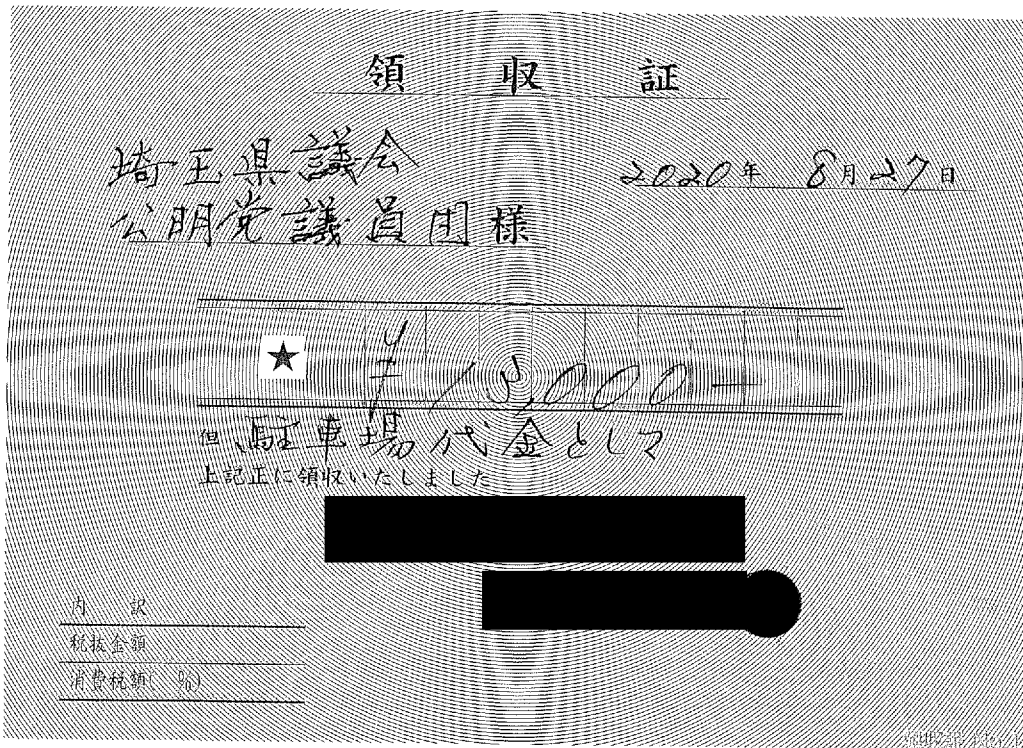
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年8月27日	支出額	6,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分、10月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

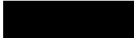
- ① 令和2年8月27日
- ③ 政務活動専用車両駐車場代として(9月分、10月分)
- ⑤ 石渡 豊




※ う ※

わかるよ
こと。

駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間
甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号	2
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年9月1日	支出額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領収書 四番館 1304 号室 202009170006940004130400261
2020年9月1日
蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し駐車場使用料

2020年9月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目8番地
長谷工建設株式会社
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤナコウ号車区分所有者 葉生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
第2条（契約車輛）	乙が駐車する車輛は次のとおりとする。		
一 所有者	葉生 徳明		
二 車名（愛称）	ヤナコウ		
三 自動車式	[Redacted]		
四 自動車登録番号	0-65-1		
五 総排気量	339	mm	全高 1620
六 外寸全長	4700	mm	全幅 1620
七 車輛重量	1000	kg	

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までの期間とする。

第6条（使用料）
使用料は、月額1,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（譲渡、転賃等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本 秀

乙（区分所有者）
ヤナコウ号車 葉生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車事項
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を優先すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 駐車禁止、駐車防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 赤車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険なので装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部が入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理係員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作キー
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 4-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年9月4日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			

振込金受取書(兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おさください。

ご依頼日 2年 9月 4日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信文書 現金

▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 興協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先 店(所)

お振込先 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 千 百 十 一 円 5,000

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナおなまえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

様へ

フリガナおなまえ フカヤケンジ

(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おとこ 深谷 顕史 様から 〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済



お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

4-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [] [] TEL []	印鑑 
	氏名	[]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. []	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年9月25日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(10月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		
----	---	--	--

領収書等貼付欄

①令和2年9月25日

②100,000円 振り込み手数料440円

③事務所家賃(10月分)、振り込み手数料

⑤塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙には整理番号(枝番)を)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10405	02-09-25	11:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (万円) (千円) (百円) (円)		
〃 〃 〃 〃		

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0001

コメイトウケツキ タツツォノ マリユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400021

印紙税申告納付にき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

49

店舗・アパート 賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
質借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	瓜ビル (2階 2F 号室)			
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2			
構造	RC造	造	地下 0 階	地上 3 階建
面積	2階	79.14㎡ (一坪)		
	1階	一坪		
	一階	一坪		
合計		79.14	㎡ (一坪)	

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円	100,000円
礼金	円	円	円
月額賃賃料	円	円	円
合計額	100,000円	100,000円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	貸主と同じ
	氏名	
	TEL	

(7) 特約事項

1. 連立時のルーメンクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント負担にて原状回復すること。

2. (1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。

3. 更新期間の更新にあたり、乙は更新料として、更新前の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の締結を執照取得の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書の通を作成し各自署名・押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為にご利用させていただきます。

◎賃貸借契約の締結の為、また搬運する各種サービスの紹介の為第三者に通知する場合があります予めご了承ください。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃借人 (記名押印)	住所	氏名	年月日
(乙) 賃借人 (自署押印)	現住所	氏名	年月日
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	年月日
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	年月日

媒介業者 国土交通大臣(4)第63346号
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目4番4号
 本社 埼玉県川口市本町4丁目4番4号

株 式 会 社
 山 田 茂 樹
 代表取締役

担当店 蕨店
 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号
 氏名

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年9月25日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車場代(10月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)
----	--

領収書等貼付欄

- ①令和2年9月25日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(10月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
 を持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10405	02-09-25	11:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙には整理番号(枝番)を)

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0002

ご依頼人 埼玉りそな銀行

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400022

印紙税申告納付に付済済和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2-2

楠野 正行

駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内第 号

賃料 借ヶ月 金 元 角 分 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借の期間は令和二年一月一日より令和二年十一月末日迄の借ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当尊者合議の上本契約を更新することも出来る。
 - 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一借ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金——金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も致せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
 - 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
 - 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
 - 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
 - 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
 - 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
 - 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
 - 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
 - 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、借ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各一通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二、六、十五

氏名 楠野 正行

仲介人 住所

氏名

取引主任者 氏名

登録番号



印

印

整理番号	1-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年10月1日	支出額	5,250円
	※ 政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(10月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書 四番館 1304 号室 202010190006940004130400220
2020年10月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し 駐車場使用料 2020年10月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工コ
 東京都港区芝2丁目6番
 長谷工コ
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とサン130X号車区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

- 第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. []
- 第2条（契約車種）
乙が駐車する車種は次のとおりとする。
- | | |
|-----------|---------|
| 一 所有者 | 蒲生 徳明 |
| 二 車名（愛称） | サン130X |
| 三 年式 | 16年 |
| 四 自動車登録番号 | [] |
| 五 総排気量 | 0.65L |
| 六 外寸全長 | 339 mm |
| 七 車幅 | 147 mm |
| 八 全高 | 162 mm |
| 九 重量 | 1080 kg |

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとする。
[契約期間更新等に関する特約] 本マンションの管理規約、諸規約ならびに団地委員会決議事項に基づき変更される。

第6条（使用料）
使用料は、月額1,050円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（賠償、転貸等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは出入庫中に、当該車種または積載物等につき、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を撤出し、駐車場で甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日
甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙（区分所有者）
サン130X号車 区画 蒲生 徳明

- （駐車場使用にあたっての遵守事項）
- 1 駐車車種
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク等として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 積載品、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、着座の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は禁日とすること
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車庫内には必ず禁煙し、貴重品は車庫内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の腐敗、設備に劣悪を加えないこと
 - 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

- （撤去・駐車場の使用に関する追加遵守事項）
- 1 撤去義務
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車種の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
 - 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車種が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による車種等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険等への加入に努めること
 - 4 撤去・駐車場の操作
 - 一 管理組合から貸与された撤去・駐車場の操作キーを自己責任で使用し、使用がなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 撤去・駐車場の操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 5-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年10月2日	支出額	2,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(10月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(10月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 02年10月02日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 現金 電信文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 満協	▼店名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
お振込先				
お振込先	普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 万 千 百 十 一	手数料 (税込)
お振込先			金 額 不 要 0,000,000 円	円
お振込先	フリガナ(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。			手数料徴収区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要
お振込先		様へ		

フリガナ(依頼人) フカヤケンシ 様から

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

お印 350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

5-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年10月26日	支出額	50,220円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	------------------------------

使途	事務所家賃(11月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)
----	---

領収書等貼付欄

- ①令和2年10月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(11月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****	
0017				
取扱店	お取引日	時刻		
10413	02-10-26	14:41		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥100,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		印紙税	認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円	
お振込明細またはご案内		電信		
お受取人	様			
	登録番号 0008			
ご依頼人	ウオノ マサユキ様			
	電話番号 048-822-9606	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済		
	取扱番号 400038			

※
※

を使用すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③「**政務活動費**」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
貸借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	R.C造	造	地下 0 階 地上 3 階建
面積	2階	79.14㎡ (一坪)	
	1階	二 ㎡ (一坪)	
	1階	二 ㎡ (一坪)	
合計	79.14	㎡ (一坪)	

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	円	敷金	100,000円
礼金		円	礼金	100,000円
保証料		円		
管理費		円		
その他		円		
合計額	100,000円	円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年 05月 10日 より 2021年 05月 09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約借約条項遵守の事。

1、退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、重労働はテナント負担にて成り立つこと。

2、(1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。

3、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を補償方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約のメイン目を熟慮の上合意し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎お新築後において、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的に行う為に、ご利用させて頂いております。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス紹介の為に第三者に通知する場合があります。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	氏名	
(乙) 賃借人 (借書押印)	現住所	氏名	
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	

媒介業者 株式会社三三三 山田 茂樹 代表取締役

免許番号 国土交通大臣(4)第6346号

本社 埼玉県川口市本町4丁目

担当店 蔵店 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
店長 三浦 一将 宅地建物取引士
登録番号 氏名

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和2年10月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車場代(11月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)
----	--

領収書等貼付欄

①令和2年10月26日
 ②13,000円 振り込み手数料440円
 ③駐車場代(11月分)、振り込み手数料
 ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	██████
取扱店	お取引日	時刻
10413	02-10-26	14:42
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
		電 信

お振込明細またはご案内

お受取人 ██████████ 様

登録番号 0028

ご依頼人 ツオノ マサユキ様

電話番号 048-822-9606

取扱番号 300054

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「政務活動費」等として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車老台 () 内第 号

賃料 毎月金五萬圓也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年一月一日より令和二年十一月末日迄向う指ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一若々月なりとも滞納せる場合は、権利金——金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運送者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、若々月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各普通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所



氏名

借主(乙) 住所

川口市南前川二、六、十五



氏名

塩野正行

仲介人 住所

氏名

印

取引主任者 住所

氏名

印

登録番号

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年10月27日	支出額	6,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分、12月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

①令和2年10月27日
③政務活動専用車両駐車場代として(11月分、12月分)
⑤石渡 豊

領 収 証

埼玉県議会 2020年10月27日
公明党議員団様


★ 5,000円

但 駐車料金として
上記正に領収いたしました


内 訳
税抜金額
消費税額(%)

※ 領収書に貼付した場合は、領収書に貼付した領収書の控えを添付してください。
※ 按分計算した場合は、領収書に貼付した領収書の控えを添付してください。

駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間
甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号 12-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年11月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書) 現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカタ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 02年11月02日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信 文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 協済	▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
お受取人	貯金種目 普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 不要	手数料(税込) 円
フリガナ	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。			手数料徴収区分 9.不要
おなまえ	様へ			

フリガナ おなまえ フカヤ ケンジ

お電話 049-236-2566

必ずご記入ください。

おとこ 深谷 顕史 様から 〒350-0015 川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場貸貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月10日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満2年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年11月2日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書 四番館 1304 号室 202011180006940004130400236
2020年11月2日
蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し 駐車場使用料 2020年11月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工 三谷 浩司
 東京都港区芝2丁目1番5号
 長谷工 三谷 浩司
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) さ-306号室 路蒲生 徳明

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とさ-306号室区分所有者 路蒲生 徳明(以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

- 第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。 駐車区画 No. [redacted]
- 第2条 (契約車輛) 乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

一 所有者	[redacted]
二 車名(愛称)	[redacted]
三 年式	[redacted]
四 自動車登録番号	06661
五 総排気量	839 mm
六 外寸全長	339 mm
七 車幅	147 mm
八 全高	162 mm
九 重量	1080 kg

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間更新等に関する特約 本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集会所決議事項の適用を受ける。

第6条 (使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (譲渡、転貸等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 駐車準備
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ぶかし、着席の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 除草・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車内には必ず錠錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- (機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物等の落下防止、洗浄等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
 - 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと、台の中央部に入れ止めに当って駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の手順上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による損傷等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
 - 4 機械式駐車場操作キー
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用できなくなったりは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	1-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年11月24日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(12月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)
----	---

領収書等貼付欄

- ①令和2年11月24日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(12月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	██████	██████	***
取扱店	お取引日	時刻	
10404	02-11-24	16:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		印紙税	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 ██████████ 様

登録番号 0008

ご依頼人 シオノ マサユキ様

電話番号 048-822-9606

取扱番号 500004

印紙税申告納付につき浦和支店事務承認済

※ 領収書等には、①発行日、②発行金額、③発行内容(④発行内容が記載されている場合は、⑤発行内容が記載されている場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

店舗テナント

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	Mビル (2階 2F号室) (駐車場No. 一)		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	R C造	造	地上 3階建
面積	2階	79.14㎡	(一坪)
	1階	二㎡	(一坪)
	1階	二㎡	(一坪)
合計	79.14	㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	敷金	100,000円
月	円	礼金	100,000円
額	円		円
賃	円		円
貸	円		円
料	円		円
	円		円
	円		円
合計額	100,000円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	貸主と同じ	

(7) 特約事項

原契約特約条項遵守の事。
1、退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、重畳違約金はテナント個人負担にて原状回復すること。
1、(1)~(5)にて変更した事項の外は原契約の契約条件と同一とする。
1、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を規定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲 乙及び丙は、本契約の生項目を執理解済の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本表2通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
◎お部屋探しに際して、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的として、ご利用させていただきます。
◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	氏名	
(乙) 賃借人 (自署押印)	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県議会議事堂 〒333-0849 川口市本町1-21-10 〒333-0849 埼玉県議会議事堂 〒333-0849 川口市本町1-21-10	現住所	TEL 048-265-5780 続柄 () 昭和38年1月31日生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	フリガナ	氏名	
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	勤務先 名称/住所	フリガナ	氏名
	現住所	フリガナ	氏名
	フリガナ	フリガナ	氏名
	勤務先 名称/住所	フリガナ	氏名

媒介業者 国土交通大臣(4)第6946号
免許番号 埼玉県川口市本町4丁目
本社 埼玉県川口市本町4丁目
代表取締役 山田 衣樹

株式会社ニニ

当店 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F
TEL: 048-432-1932
店長 三浦 一将
宅地建物取引士
登録番号
氏名

整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和2年11月24日	支出額	6,720円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(12月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年11月24日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(12月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		***		
取扱店	お取引日	時刻		
10404	02-11-24	16:11		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥13,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税申告納付 付につき浦和 市立図書館認済	
お振込明細またはご案内 お受取人 XXXXXXXXXX 様 登録番号 0028 ご依頼人 シオノ マリユキ様 電話番号 048-822-9606 取扱番号 500005 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 -->				

※ 全
※ 全

使用すること。

※ 領収書等には、①(うな記載)、④発行者、⑤(死名が記載されている場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No)

2-2 鹽野 正行

駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二六十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内第 号

賃料 借ヶ月 金 10000 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う借ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一借ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に對し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、借ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各一通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所

氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所

川口市南前川二六十五

氏名

鹽野 正行

仲介人 住所

氏名

取引主任者 登録番号



印

印

整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年12月1日	支出額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書

四番館

1304 号室

202012180006940004130400232

2020年12月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2020年12月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工務店
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工務店
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-130号車 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [redacted]

第2条（契約車両）
乙が駐車する車両は次のとおりとする。

一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	ヤ-130号
三 年式	[redacted]
四 自動車登録番号	0-65-1
五 総排気量	839 mm 全幅 149 mm 全高 162 mm
六 外輪重	1080 kg
七 車輪重量	

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車両の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車両以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月14日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（譲渡、転貸等の禁止）
乙は、専ら乙の責任範囲内において、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車両の駐車中もしくは出入庫中に、当該車両または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその関係者が、駐車場使用規則および通知もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。
18年6月15日

甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙（区分所有者）
ヤ-130号車 蒲生 徳明

- (駐車場使用にあたっての遵守事項)
- 1 喫煙車両
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車両以外に駐車しないこと
 - 二 登録されている車両の喫煙の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車両以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイクを重機として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行者を優先すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 乗降安全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は禁日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 洗車、オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車庫内に放置しないこと
 - 六 ガリノリ等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破壊または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、初発の順序等を管理組合へ申し出ないこと
- (機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車庫の大きさおよび重量は、装置の耐重量を超えないものとする
 - 三 設置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険なため装置内に入らないこと
 - 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ庫止めにて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車庫が空室と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車輛等の損害については、使用者はそれら防止する責任を負うとともに、その補償のため車両保険等への加入に努めること
 - 4 機械式駐車場操作
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 6-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年12月4日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますので承知おきください。

ご依頼日 02年12月04日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信 文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 協信 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。
お受取人	貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)	金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 千 百 十 一
フリガナお名まえ	口座番号 (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	手数料(税込) 円
	様へ	手数料徴収区分 1.印納 2.後納 9.不要

ご依頼人 フカヤ ケンシ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

深谷 顕史 様から 宛先 〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店	印紙税申告納付につき川越 税務署承認済	お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。
		現金類
		未決済小切手
		貯金振替

駐車場貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年12月24日	支出額	50,220円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(1月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年12月24日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(1月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		***			
取扱店	お取引日	時刻			
36507	02-12-24	12:53			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥100,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳		認	証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)	印	電	信
円	円	円	円	円	円

※ 領
※ 領

使用すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 様
登録番号 0001
ご依頼人 コウメイトウケンキ「タ」ン ツオノ マサユキ様
電話番号 048-265-5780
取扱番号 400035

印紙税申告納付につき補和税務署承認済

※ 領収書等には、①年(※印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
 ◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させて頂いたさせていただきます。
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日 2018年 5月 10日

住所	〒 [REDACTED]
氏名	[REDACTED]
現住所	〒330-9301 埼玉県浦和市高砂3-15-1 埼玉県浦和市高砂3-15-1 埼玉県浦和市高砂3-15-1
フリガナ	植野 正行
氏名	植野 正行 TEL 048-265-5780 続柄 () 昭和28年10月10日生
勤務先 名称/住所	
現住所	〒 [REDACTED]
フリガナ	山田 茂樹
氏名	山田 茂樹 TEL [REDACTED] 続柄 () 昭和28年10月10日生
勤務先 名称/住所	

媒介業者 国土交通大臣(4)第6346号
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目 [REDACTED]
 本社 埼玉県川口市本町4丁目 [REDACTED]
 代表取締役 山田 茂樹

担当店 蔵店
 埼玉県浦和市高砂1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [REDACTED]
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

店舗・テナント

貸借人 以下甲という
 借借人 埼玉県議会公明党議員団
 以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MRビル	(2階 2F号室)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	(駐車場No. [REDACTED])
構造	RC造	造 地下 0階 地上 3階建
面積	79.14㎡	2階 (一坪) 1階 (一坪) 1階 (一坪)
合計	79.14㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	敷金	100,000円
礼金	100,000円	礼金	100,000円
月額賃貸料	100,000円	合計額	100,000円
賃卸	無		

(3) 賃料等の支払方法

引落及び支払期日 翌月分を毎月末日までとする
 銀行振込 支店名 [REDACTED] (普・当)
 振込口座 銀行名 [REDACTED] 名義人 [REDACTED]
 口座番号 [REDACTED]

(4) 契約期間 2018年05月10日より 2021年05月09日 までの 3年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

住所 貸主と同じ
 管理者 氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。
 1、退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント入居時に確保回購すること。
 1、(1)～(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。
 1、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年12月24日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(1月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年12月24日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(1月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
36507	02-12-24	12:53	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

※ 領収
※ 領収
(別)

お受取人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0002

ご依頼人 コウメイトウケンキ"タ"ソ ツオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400036

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

用すること。

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※ 領収書等には、①年月
うな記載)、④発行者、(⑤宛名が記載されていること(印記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南荊川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名義 () 内第 号

賃料 賃ヶ月金 五万五千円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う控賃ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一一ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵襲したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なぞるること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地災等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、賃ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各管理を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所 氏名

借主(乙) 住所 川口市南荊川二、六、十五 氏名 嶺野正行

仲介人 住所 氏名 氏名 印

取引主任者 登録番号 印

整理番号 2-1

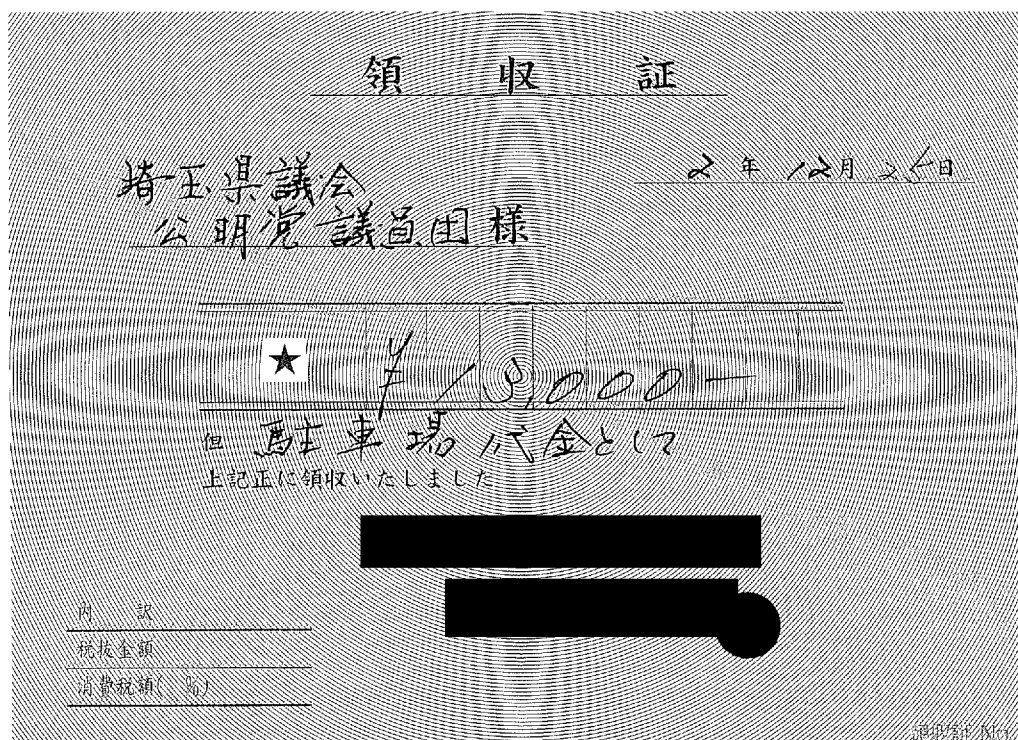
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年12月25日	支出額	6,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分、2月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄


- ①令和2年12月25日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(1月分、2月分)
- ⑤石渡 豊




※ 領収書は、領収した金額を記載する。領収書は、領収した金額を記載する。
 ※ 按分計算の場合、領収方法を示す欄に記入する。

いるよ
二)。

駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間
甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所 

氏名  ●

乙・借主 住所 上尾市弁財2-7-8

氏名 石渡 豊 ●

整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	令和3年1月4日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

領 収 書

四番館
1304 号室

202101190006940004130400237

2021年1月4日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書 印紙税法 第5条1項 (別表1.17 -2による)

但し 駐車場使用料 2021年1月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
 (管理棟)
 株式会社 長谷工コ
 東京都港区芝2丁目6番
 長谷工コビル
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) とセーノの写実区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画)

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	16
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。	
一 所有者	蒲生 徳明
二 車名 (愛称)	アッパ
三 年式	16年
四 自動車登録番号	
五 総排気量	0.65L
六 外寸	全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 142 mm
七 重量	1,080 Kg

第3条 (使用目的)

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更)

乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、駐車を中止させることができる。

第5条 (契約期間)

契約期間は、19年6月15日から19年6月19日までとする。

[契約期間更新等に関する特約] 本マンションの管理規約、精算規則ならびに団地業会決議事項に従うものとする。

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (盗難、転貸等の禁止)

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利を設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲)

契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲)

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ)

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務)

契約期間の終了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場の甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除)

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲 (管理組合)

ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者)

姓名 蒲生 徳明

- (駐車場使用にあたっての遵守事項)
- 1 駐車場所
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外に駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置であっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 取壊し、緊急停止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、音の発生を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は禁日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車庫内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

1 標識操作

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 一 車庫の大きさおよび重量は、装置の積載容量を超えないものとする
- 二 重量には、車以外の物を乗せないこと
- 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
- 五 装置の操作は、装置内に入らないことおよび重量問題が安全であることを確認してから行うこと
- 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを物下げておくこと
 - 三 集中豪雨、大雪その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
- 4 標識式駐車場操作手続
 - 一 管理組合から貸与された標識式駐車場操作手続を自己責任で管理し使用せず、返却時に返還すること
 - 二 標識式駐車場操作手続を紛失した場合は、管理組合に届出でて再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 15-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年1月5日	支出額	2,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

ご依頼日	3年 1月 5日	振込指定日	年 月 日	お振込方法	<input checked="" type="radio"/> 電信 <input type="radio"/> 文書
お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。		協同 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。	
お受取人	普通 当座 貯蓄 他	口座番号	(左づめ)	金額	十 億 千 万 百 十 万 千 百 十 一
	フリガナ	フリガナ		金額	5,000円
フリガナ	フリガナ		フリガナ	手数料(税込)	円
フリガナ	フリガナ		フリガナ	手数料徴収区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要
ご依頼人	フリガナ		フリガナ	お電話	049-236-2566
	深谷 顕史 様から		お電話	必ずご記入ください。	

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

15-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	1-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年1月26日	支出額	50,220円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(2月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年1月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(2月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行


キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	03-01-26	12:49	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認	証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円

お振込明細またはご案内

お受取人  様

登録番号 0001

ご依頼人 コウメイトウケツキ"タ"ン ソノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400020

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

を使用すること。

※ 領収書等には
うな記載)、④発
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

「」など何に支出されたか分かるよ
場合は、余白に補記すること。

賃貸借契約書

賃貸人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MRビル	(2 階 2F 号室) (駐車場No. 一)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	
構造	RC造	造 地下 0 階 地上 3 階建
面積	2 階	79.14 ㎡ (一 坪)
	一階	二 ㎡ (一 坪)
面積	一階	二 ㎡ (一 坪)
合計	79.14 ㎡	(一 坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000 円	敷金	100,000 円
礼金	100,000 円	礼金	100,000 円
月額賃貸料	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円
合計額	100,000 円	償却	無

※前払家賃等の滞り等発生費用については、滞り発生が原因と認められた場合、賃料その他の支払上は滞り発生に等しいとする。

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名 支店名 口座番号 名義人		(普・当)

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所 貸主と同じ
氏名	TEL

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。

- 退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナントの責任にて原状回復すること。
- (1)～(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。
- 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新家賃の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下条目。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
 ◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させて頂いたさせていただきます。
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス等の紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日 2018年 5月 10日

(甲) 賃借人 (記名押印)	住所	〒 []
	氏名	[]
(乙) 賃借人 (自署押印)	現住所	〒330-9301 埼玉県川口市南前川3-15-1 埼玉県建設 埼玉県建設 埼玉県建設 埼玉県建設
	フリガナ	坂本 正行
	氏名	埼玉県建設 公明党議員団 〒333-0849 川口市南前川2-21-10 TEL 048-265-5780 続柄 () 昭和28年1月/日生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒 []
	フリガナ	正行 正行
	氏名	正行 正行 TEL [] 続柄 () 昭和28年1月/日生
	勤務先 名称/住所	[]
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒 []
	フリガナ	[]
	氏名	[] TEL [] 続柄 () 昭和28年1月/日生
	勤務先 名称/住所	[]

媒介業者 国土交通大臣(4)第6846号
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目4番地
 本店 埼玉県川口市南前川1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
 支店 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号 []
 氏名 []

代表取締役 山田 茂樹

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年1月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(2月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年1月26日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(2月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。***

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		***		
取扱店	お取引日	時刻		
10402	03-01-26	12:49		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥13,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		印紙税	認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)		
円	円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0002

ご依頼人 コウメイトウケンキ`タツ`シオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400021

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収
※ 領収
(別

すること。

※ 領収書等には、①年月、②金額、③発行日、④発行元、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No)

2-2 植野 正行

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内第 号

賃料 賃ヶ月 金 10 万円 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向ヶ拾ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一一ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なぞらざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地災等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、賃ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各巻通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所 氏名

借主(乙) 住所 川口市南前川二、六、十五 氏名 植野 正行

仲介人 住所 氏名 氏名 印

取引主任者 登録番号 印

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年2月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

領 収 書

四番館

1304 号室

202102190006940004130400243

2021年2月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し駐車場使用料

2021年2月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工務店
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工務店
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤノ/30号草加区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	16号
第2条（契約車輛） 乙が駐車する車輛は次のとおりとする。	
一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	16号
三 年式	
四 自動車登録番号	0-656-1
五 総排気量	339cc
六 外寸全長	4700mm
七 車幅重量	1080kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとする。
【契約期間更新に関する特約】本マンションの管理規約、諸規則ならびに西徳地集会所様事案に準ずるものとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（酒酔、転倒等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、転借、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（契約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場の甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本 薫

乙（区分所有者）

蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車車輛
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク等として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 誤乗保合、警告防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警告の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車庫内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに通知して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車幅の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険なため装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に止め止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
 - 一 車庫が汚損や破損したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車両等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作手
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用等できなくなったり直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 8-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年2月3日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分)			

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 03年02月03日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信 文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。	振込 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。
お振込先			
貯金種目	普通 当座 貯蓄 他	金額 ¥記号 不要	手数料(税込) 円
フリガナ	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	金額	手数料徴収区分 <input type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要
おなまえ	様へ		

フリガナ おなまえ

フカヤケンジ 様から おつる

〒350-0015 川越市今泉88-14

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納付につき川越 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 128	
2	駐車場 区画	No [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年2月25日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(3月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)
----	--

領収書等貼付欄

- ①令和3年2月25日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(3月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

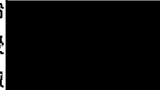
キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	03-02-25	11:55	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

※ 領収
※ 領収
(別

お振込明細またはご案内
お受取人  様
登録番号 0001
コウメイトウケツキ"タツ ソノ マサユキ様
電話番号 048-265-5780
取扱番号 400036

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

すること。

※ 領収書等には、①年月(正確な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

何に支出されたか分かるよ

店舗 アナウンス

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
借借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	Mビル (2階 2F 号室) (駐車場No. ー)		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	造	地下 0 階 地上 3 階建
面積	2階	79.14㎡ (一坪)	
	1階	一坪	
面積	1階	一坪	
合計	79.14	㎡ (一坪)	

※借賃等の支払方法は借賃表において、借賃表が記載された場合、貸借その他は当該借賃表の記載事項に準ずるものとする。

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円	100,000円
礼金	100,000円	100,000円	
月額賃貸料			
合計額	100,000円		無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	貸主と同じ
	氏名	
	TEL	

(7) 特約事項

原簿の特約事項遵守の事。
 1. 進捗管理のルーティンワークは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント負担にて原状回復すること。
 2. (1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。
 3. 更新期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃賃の1ヶ月分を相定方法にて支払うこと。以下余白。

①甲、乙及び丙は、本契約の主旨を熟読の上合意し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書と通し各署名、捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
 ②甲は、本書の裏面に記載の個人情報を提供し、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させていただきます。
 ③賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	氏名	TEL
(乙) 賃借人 (自署押印)	現住所	氏名	TEL
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	TEL
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	氏名	TEL

媒介業者 国土交通大臣(4)第6946号
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目
 本社 埼玉県川口市本町4丁目
 代表取締役 山田 茂樹

株 式 会 社
 株 式 会 社
 株 式 会 社

担当店 蕨店
 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号
 氏名

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年2月25日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(3月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年2月25日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(3月分)
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	03-02-25	11:55	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

※ 領収
※ 領収
(別)

お振込明細またはご案内

お受取人

様

登録番号 0002

ご依頼人

コウメイトウケツキ"タ"ツ シオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400037

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

用すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No)

2-2 嶺野 正行

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内第 号

賃料 借ヶ月 金 10000 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う借ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一借ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込み、定位置の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、借ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各一通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所 氏名



借主(乙) 住所 氏名

川口市南前川二、六、十五
嶺野 正行

仲介人 住所 氏名

取引主任者 住所 氏名 登録番号



印

印

整理番号 2- /

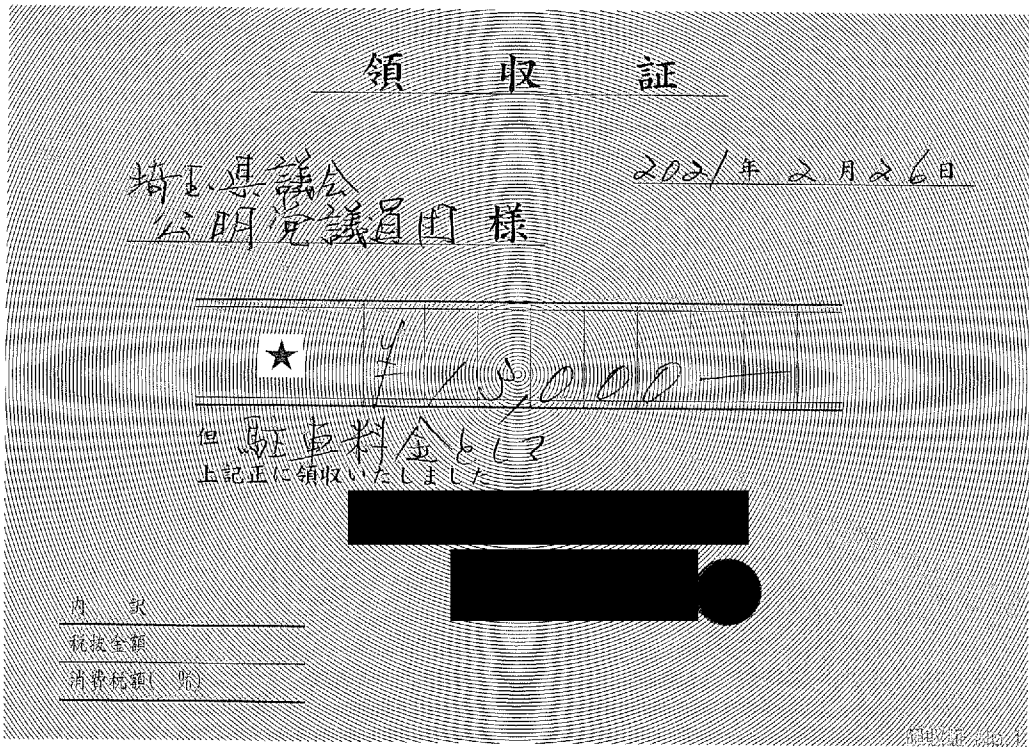
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年2月26日	支出額	6,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分、4月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄


- ① 令和3年2月26日
- ③ 政務活動専用車両駐車場代として(3月分、4月分)
- ⑤ 石渡 豊




※ 手
うた
※ せ

かるよ
と)。

駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名





乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号

4-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年3月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

領収書

四番館

1304 号室

202103170006940004130400240

2021年3月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2021年3月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合

(管理代行)

株式会社 長谷工コミュニティー

東京都港区芝2丁目

長谷工

組合会計1部 03-345



※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とメー1204号車区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No		
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。		
一 所有者	蒲生 徳明	
二 車名（愛称）	サマ	
三 年式	11年	
四 自動車登録番号		
五 総排気量	0.67L	
六 外寸 全長	339 mm	
	全幅	147 mm
	全高	162 mm
七 車輛重量	1020 kg	

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとし、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、甲は中止を要する。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（飲酒、転倒等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の譲渡または転貸等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

メー1204号車 蒲生 徳明

- （駐車場使用にあたっての遵守事項）
- 登録車輛
 - 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
 - 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 自転車、バイク置場として使用しないこと
 - 場内での運転マナー
 - 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 乗降保安、緊急停止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、音笛の使用を避けること
 - 深夜・早朝の車庫の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 使用上の注意
 - 使用時間は土日とする
 - 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
 - 場内は禁煙とする
 - 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 事故等の処理
 - 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 他車等との接触、衝突等の事故が生じた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

- （撤去式駐車場を使用する際の追加遵守事項）
- 撤去操作
 - メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 車輛の大きさおよび重量は、設置の許容範囲を超えないものとする
 - 重量には、車以外の物を乗せないこと
 - 設置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 設置の操作は、設置内に入り込まないことおよび設置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 設置の作動中は、危険な状態で設置内に入らないこと

- 駐車方法
 - 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと、台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 急停止、急発進はしないこと
 - 使用上の注意
 - 車輛が設置と接触したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 集中豪雨、大雪その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険への加入に努めること

- 撤去式駐車場操作手
 - 管理組合から貸与された撤去式駐車場操作手一を自己責任で管理し使用できなくなったときは直ちに返還すること
 - 撤去式駐車場操作手一を紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 7-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年3月3日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分)			

現金用

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない理由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 03年03月03日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信 文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 通協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
	普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 不変	手数料(税込) 円
お受取人	フリガナ おなまえ	金額	十 億 千 万 百 十 一	手数料徴収区分
	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	5,000	0,000,000	①.即納 ②.後納 ③.不要
	様へ			

フリガナ おなまえ 深谷 顕史 様から

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おところ 〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123		
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]		
3	車両	車名	登録 番号	
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除	
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新	
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)		
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除	
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告		
9	礼金	金 5,000 円		
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。		

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

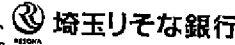
支出年月日	令和3年3月29日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(4月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年3月29日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(4月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
36607	03-03-29	14:12	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税	認証
円 角 千 円			

※ 領収
※ 領収
(別

すること。

お振込明細またはご案内
お受取人
様
登録番号 0001

コウメイトウケンキタツ シオノ マサユキ様
電話番号 048-265-5780
取扱番号 300053

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③発行者、(※ 按分した場合は、積算

に何に支出されたか分かるよう(※ 領収書には、①年月日、②金額、③発行者、(※ 按分した場合は、積算

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
借借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル	(2 階 2F 号室)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	(駐車場No. 一)
構造	RC造	造 地下 0 階 地上 3 階建
面積	79.14 ㎡	(一坪)
	79.14 ㎡	(一坪)
	79.14 ㎡	(一坪)
合計	79.14 ㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

※前掲の賃料は消費税別で、消費税等は別途支払われる場合、賃料その他は本表の欄に記入するものとする。

家賃	100,000円	100,000円	100,000円
礼金	円	円	円
敷金	円	円	円
その他	円	円	円
合計額	100,000円	100,000円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間

2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。
 1. 退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内操作はテナント本人負担にて原状回復すること。
 2. (1) (5) に変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。
 3. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃金の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

契約年月日 2018年 5月 10日

項目を執理職の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。お部屋探しにおいて、提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的に行う為に、ご利用させていただきます。
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があります。ご了承下さい。

住所	〒 []
氏名	[]
現住所	〒 330-9301 埼玉県浦和市高砂3-15-1
フリガナ	塩野 正行
氏名	塩野 正行
現住所	〒 333-0849 埼玉県川口市南前川2-21-10
フリガナ	塩野 正行
氏名	塩野 正行
勤務先名称/住所	TEL 048-265-5780 []
現住所	[]
フリガナ	[]
氏名	[]
勤務先名称/住所	[]

担当店 蔵店
 埼玉県蔵市緑越1丁目1-6みくにビル1F
 TEL: 048-432-1982 FAX: 048-430-
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号 []
 氏名 []

媒介業者
 免許番号 国土交通大臣(4)第6346号
 本社 埼玉県川口市本町4丁目 []
 代表取締役 山田 茂樹

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

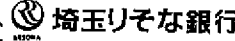
支出年月日	令和3年3月29日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(4月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年3月29日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(4月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰ってください。



取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	██████***
取扱店	お取引日	時刻
36607	03-03-29	14:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		印紙税G認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収書
 ※ 領収書
 (別紙)

すること。

お振込明細またはご案内

お受取人: ████████ 様

登録番号 0002

ご依頼人: コウメイトウケソキ"タ"ン ツオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 300054

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No)

2-2 鶴野正行

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南荊川二六十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内 号
賃料 壹ヶ月 金 拾 万円 也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金——金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共同何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各言通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所

氏名



借主(乙) 住所

氏名

川口市南荊川二六十五
鶴野正行

仲介人 住所

氏名

取引主任者 住所

氏名
登録番号

印
印